第1章

大田 区環境基本計画の 策定にあたって

第1章 大田区環境基本計画の策定にあたって

1 策定の背景

私たちの生活は大変豊かで便利になった一方で、経済成長に伴う都市化や生活様式の変化が環境に大きな影響を与えるようになり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、ヒートアイランド現象*、自然環境の喪失、人為起源の二酸化炭素(CO₂)の排出増加に伴う地球温暖化の進行など、様々な環境問題を引き起こしています。

環境はすべての生物にとってのかけがえのない生存基盤であり、私たちが健康で文化的な 生活を送るために不可欠な存在です。環境の恵沢を将来世代、すなわち私たちの子どもや孫 の世代にも同じように享受できるようにしていくことは、現代に生きる私たちの責務です。

私たちは、日々の営みが環境に大きな負荷を与えていることを自覚し、生活様式及び事業活動のあり方からまちづくりに至るまでを環境保全の視点で見直していく必要があると言えます。

大田区は、都内 23 区では 3 番目に多い 69.5 万人余が生活する大都市であり、全国有数の工業集積を抱えるものづくりのまちとして発展してきました。また、羽田空港を持つ空の玄関口でもあり、空港の国際化をきっかけとして世界に開けた国際都市として、さらなる発展を目指しています。住宅と工業地、商業地、そして空港が共存しながら発展してゆくより豊かな大田区を実現するためには、環境面での取組みを通じた新たな展開が必要であり、大田区ならではの特徴的な施策やプロジェクトの形成が求められます。

このような中で、大田区は平成 22 年 3 月に「大田区環境基本条例」を制定し、区民等、事業者及び区による環境保全等に関する取組みが主体的に進められています。区としても、公害防止対策、地球温暖化対策、自然環境の保全及び資源循環の促進等を始めとする分野別の取組みを推進しているところです。

さらに、こうした個別の環境保全の取組みを、その先にある持続可能で快適なまちづくりへと繋げていくためには、地域社会のすべての人々が、相互に連携し協力しながら、一人ひとりの力を「地域力」として結集することが不可欠であり、そのための基本的な指針となる計画の策定が必要です。

「大田区環境基本計画」は同条例第7条の規定に基づき、大田区の環境の保全に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として策定するものです。

2 東日本大震災以降の環境政策が進むべき方向

平成23年3月11日に、東日本大震災とこれに起因する福島第一原子力発電所の事故が発生し、我が国のエネルギー政策や防災*政策は根底からの見直しを迫られました。

全国に立地する多くの原子力発電所の運転停止(定期点検を含む)を受け、わが国の電力需給は逼迫状態に直面し、エネルギー問題に対する人々の関心はかつて無いほどの高まりを見せました。首都圏では「節電」が夏のキーワードになりました。工場は操業時間の一部を平日から土日に移し、市民はエアコンの設定温度を上げ、ビジネスマンは軽装で通勤するなど、エネルギーの節約に努めました。その結果、東京で最高気温 36.1℃を記録した 8 月 18日でもピーク時の電力消費量は 49GW^1 に抑えられ、平成 22年の 60 GWより 18%の節電が行われ、政府が節電目標としていた 15%を達成することができました。

しかし、事故が発生した福島第一原子力発電所の周辺住民は長期間の避難等を余儀なくされ、大気中に放出した放射性物質による地表等の汚染が広範囲に及ぶなど、国民の安全安心な暮らしに対して大きな不安と影響を生じさせています。原子力発電の安全性・信頼性に対する人々の考え方は大きく変わろうとしています。これまでに推し進められてきたエネルギー政策の大幅な見直しが求められるようになり、将来的には、「節電」を始めとする省エネルギーや再生可能エネルギー*導入の一層の推進が必要となってくるものと思われます。

また、これまでに経験したことのないほどの大きな地震と津波による自然の脅威は、災害 に強いまちづくりの重要性を再認識させるものとなりました。

今後、大田区の環境政策においては、持続可能で快適な社会の実現に加えて、省エネルギーの推進や、区民等や事業者が安全で安心と思える社会の構築も併せて目指していかなければなりません。区民等、事業者及び区が一体となった効果的な取組みを展開していくことが求められます。

¹ GW (ギガワット): 百万 kW

3 計画の基本的事項

(1)計画の目的

本計画は、区の施策を環境という視点から整理・体系化するとともに、区が策定する個別 計画や事業等に対して、環境の保全に関する基本的方向を示す計画として策定します。

また、区民等、事業者が日常生活や事業活動等に際し、環境の保全及び創造に関する取組みを主体的にかつ協力して実践していくための指針となるものです。

(2)計画の対象地域

本計画で対象とする地域は、大田区全域とします。

(3)対象とする環境の範囲

本計画で対象とする環境の範囲は、大田区環境基本条例第 4 条に示される範囲を基本として、下表のとおりとします。

区分	環境項目
生活環境	大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、公害苦情等
自然環境	生物、生態系、公園・緑地、水辺環境、身近な緑等
産業環境	生活と産業の共存可能な環境、魅力ある地域づくりと産業の活性化
	が両立する環境 等
快 適 環 境	歴史・文化、都市景観 等
循環型社会	廃棄物 等
地球環境	地球温暖化、資源・エネルギー 等
環境保全活動	区民等や事業者による環境保全に関する活動 等

(4)計画の期間

計画の期間は、中長期的な視点のもとでより良好な環境の実現を目指す観点、及び今日の環境政策における中心的課題である地球温暖化対策について国等の取組みとの整合を図る観点から、平成24年度から平成33年度までの10年間を対象とします。計画期間の中間にあたる5年後の平成28年度には、計画の進捗状況に関する中間とりまとめを行うとともに、その際の社会情勢、区民等や事業者の意見を踏まえながら、計画の見直しを行います。

なお、地球温暖化対策分野に関しては、平成 62 年度(2050 年度)の長期的な将来の方向性を見据えつつ、計画期間中に必要な施策を講じていくものとします。

大田区環境基本計画計画期間 10 年間

(平成28年度(2016年度)には 中間見直しを実施)

【地球温暖化対策分野】

長期的将来を見据えた 取組みの展開

平成 24 年度

平成 33 年度

平成 62 年度 (2050 年度)

※地球温暖化対策に係る取組みの対象期間は、平成24年度から平成32年度までの9年間とします。

(5)計画の位置づけ

大田区環境基本計画は、大田区環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための最上位計画であると同時に「大田区基本構想」、「大田区 10 か年基本計画 おおた未来プラン 10 年」を環境面で支えるものです。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」(地球温暖化対策推進法)(平成 10 年法律第 117 号)に基づく「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」を包含します。また、「生物多様性基本法」(平成 20 年法律第 58 号)に基づく「生物多様性地域戦略」を包含します。

■ 法的根拠

環境

- ◎環境基本法
- ◎大田区環境基本条例
- ◎地球温暖化対策推進法
- ◎生物多様性基本法



■上位計画

区 政 全 般

- ◎大田区基本構想
- ◎おおた未来プラン 10 年 (大田区 10 か年基本計画)



大田区環境基本計画

大田区地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

大田区生物多様性地域戦略

整合



■ 継承すべき計画

環境

- ◎おおたエコプラン
- ◎大田区地球温暖化対策地域推進計画

■関連計画

産 業

- ◎大田区産業振興基本戦略
- ◎大田区企業立地促進基本計画

まちづくり

- ◎大田区都市計画マスタープラン
- ◎羽田空港跡地まちづくり推進計画
- ◎大田区住宅マスタープラン
- ◎景観計画(検討中) 等

廃棄物

◎大田区一般廃棄物処理基本計画

みどり

◎大田区緑の基本計画

(グリーンプランおおた)

その他

◎大田区役所エコオフィス推進プラン